

近世イングランドにおける初期自殺論の特性

—ジョン・シムとジョン・ダンの場合—

教育学コース 松永幸子

The Characteristics of the Early Arguments on Suicide in Early Modern England: John Sym and John Donne

Sachiko MATSUNAGA

Is committing suicide sin? This is the issue on which has been debated for a long time. In early modern Europe, suicide was called "English Malady". One of the reasons is that the debates on suicide in England was much heatier than elsewhere, and the word "suicide" was coined in the seventeenth century England.

In this paper, the writer has attempted to clarify the characteristics of the arguments on suicide in its early stages in England, analyzing the contents of their theses. The first runners were John Sym (*Lifes Preservative against Self-Killing*, 1637) and John Donne (*Biathanatos*, 1647). Sym enlarged the category of "exempt cases" and included suicide which was committed by "passion" or those who could not judge morally, proposing his dietetic measures which prevented from people committing suicide. Donne demonstrated that all suicide could not be sin, using the neutral term "Self-homicide" for the first time. According to Donne, suicide could be "Self-preservation" itself.

On the ground built by them, the following debates on suicide evolved in the 17th and 18th century England, where suicide became to be considered as "non compos mentis".

目 次

はじめに—"suicide"の誕生

- I 自殺把握のキリスト教的伝統
- II ジョン・シムによる自殺論
- III 最初の自殺擁護論—ジョン・ダン『ビアタナトス』
- IV 小括—近世イングランドにおける初期自殺論の特性

はじめに—"suicide"の誕生

自殺は罪か。つい先日、朝日新聞は、「自殺は罪か」というテーマで特集を組むことを決定した¹⁾。近年日本において自殺者数が増加の一途を辿っていることは、もはや周知の事実である。1995年あたりから増加傾向の見られる日本の自殺者数は、1998年度は計31,755人で過去最高を更新し、1999年度、2000年度ともに総計3万人を越えた²⁾。この現象を受けて、厚生労働省は初めて、2001年度「自殺防止対策予算」として約3億

5000万円を組み³⁾、有識者による自殺防止懇談会などが開催されている。

これらは、自殺がすくなくとも社会問題となって特別の「防止」対策がとられねばならないものと把握されていることを示している。そのなかには、「生命への畏敬」の念を育てるといった教育の目標も重ね合わされていよう。

アメリカでは昨年、全米で唯一「安楽死法」を定めたオレゴン州で安楽死が自殺帮助として禁止された。これもまた、自殺という行為に対する或る観念を軸に、「安楽死」が禁止されねばならないとされたことを示している。

自らの命を放棄する行為としての自殺のあり方やそれに対する観念は、時代や国、性、年齢、職業の別などにより異なっており、これは自殺という現象が、その時代その社会の人間のライフサイクルのありようや、それが置かれている社会、教育(人間形成)的環境を浮き彫りにする一つの窓口たり得るということを明示するものである。

イギリス政府も、1994年に『自殺防止』⁴⁾を刊行して

いる。これは、医師や心理学者たちなどの専門家により執筆された「精神衛生活動(Mental Health Care)を行う人たちなどのための手引書」であるとされている。そこには、自殺志願者の早期発見の方法や自殺の予防法、患者に対するアンケートの取り方や内容などが具体的に記されている。自殺防止の活動により、イギリスでは、2000年までに自殺者を全体として最低15%，深刻な精神病によるものを33%減らすというような目標まで記載されている。また、自殺志願者の両親に対する教育や指導の必要性までもが指摘されているのである。ここでは、自殺は犯罪予防と同型の枠組で論じられている観を呈しており、かつすぐれて精神科医・心理学者の領域、精神衛生の問題として捉えられている。イギリスではつい40年ほど前まで自殺は犯罪として法律で禁止されていたのであった⁵⁾。

「イギリスでは自殺は避けよ。失敗すれば犯人、成功すれば狂人(lunatic)だ。」という俚諺を生み出したそのイギリスは、かつて文字通り「自殺大国」と呼ばれていた。その理由として、他国と比べて早い時期から自殺があからさまに語られていたこと、他国に類を見ない自殺論の多さや、そこで繰り広げられた論争の激しさなどを目の当たりにした大陸からの旅行者が、イギリスは余程多数の自殺者を抱える国なのだというイメージを抱いてしまったことがあげられている⁷⁾。自殺が「イギリス病」と呼ばれたのも、この17・18世紀に盛んに繰り広げられた自殺論争に由来する。17・18世紀という時代は、紛れもなく自殺觀の重要な転換期となつた時代であった。

自殺論——それは死を語ることである。しかしそれ以上に生をめぐる論議なのである。そこでは、ある特殊な「死」をめぐって、自殺は「殺人」行為なのかという問題を軸にして、自己と生命の問題が問われ、自殺という行為のモラル・狂氣との関連が問われ、そして家族や教育との関連も問われている。

そこで、本論稿では、この17・18世紀イギリスにおいて激烈な様相を呈した自殺論争勃発の前奏ともいえる17世紀の初期自殺論を分析し、それらがどのような特性を有していたのか、また、その後の自殺論争ひいては自殺・生命把握にとっていかなる布石となりえたのかを検証する。この作業により、現代における自殺把握を成立させた歴史的基盤に、どのような自殺・生命把握の史的変容、ないし重層が前提されていたのかを考える契機としたい。また、その結果として、現代における自殺ひいては生命への議論に一視座を提供することも期待されよう。

自殺論の史的展開をことさらにイギリスに辿ろうとするのは、17・18世紀イギリスにおける自殺論争の顕著な盛況という理由の他に、「自殺(suicide)」という言葉の由来にも理由がある。というのは、あのデュルケムの『自殺論』も“suicide”という言葉を当然のように使っているのだが、その“suicide”はイギリスを発祥の地とするものだからである。

現在、自殺という意味で一般的に用いられるこの“suicide”という語は、実は17世紀にイギリスで初めて登場した言葉である。それ以前は、“self-murder”, “self-killing”など、殺人(murder, killing)を直接表現する語が使用されていた。ところがそこに、自殺に“self-killing”でも“self-murder”でもなく、“self-homicide”という語を使用する例が現れる。最初の自殺擁護論を著したジョン・ダン『ビアタナトス』(1647年、ただし1607-1608年に執筆完了)においてであり、これが“self-homicide”という語の誕生の瞬間である⁸⁾。英米法辞典によれば、“murder”が有罪の殺人であるのに対し、“homicide”は正統的殺人や偶然的殺人にも用いられる用語であり⁹⁾、“killing”や“murder”に比べていくぶん犯罪性を直ちには意味しない表現になっているのがわかる。ダン自身も法学に精通しており¹⁰⁾、その著書『ビアタナトス』において、罪責性ある殺人を“murder”とし、“homicide”とは区別している¹¹⁾。他方、本論で明らかにされるように、自殺批判論では“self-homicide”ではなく、“self-murder”(あるいはself-murther)や“self-killing”が使用されていることからも、これらの言葉の含蓄の差異が推測できるのである。

“suicide”は、オックスフォード英語辞典によれば、1651年に初めて文献に登場する。これは、やはりイギリス人の医師で聖職者でありまた哲学者でもあったウォルター・チャールトン(Walter Charleton)が、その生みの親であると考えられている¹²⁾。チャールトンは自殺擁護論を著している人物であり、彼がダンの使用した“self-homicide”からこの“sui-cide”を考案したのではないかと言われている。なぜなら、suiはラテン語でselfの意であるが、ラテン語には“suicide”という語は存在せず、またこの語はラテン語の文法上も不正確なためである¹³⁾。“suicide”。——“self-homicide”よりさらに婉曲的な響きを得た、イギリス自殺論争初期の落とし子が、やがてイギリスからフランス、スペイン、イタリア、ポルトガルなど各国に受容されていったのである¹⁴⁾。したがって、「自殺(suicide)」という言葉で自殺を語るということがそもそも本来どのような自殺觀を背後に暗黙理にもつものなのか、また、それはどの

のような自殺觀の葛藤の中で意味をもちまた変化していくのか、その経緯を如実に知るためには、「自殺(suicide)」の発祥の場にまずは定位せねばならないのである。

イギリスでは7世紀に入り、ハートフォード公会議(the Council of Hertford)がカノン法で自殺者に対するキリスト教式葬儀と埋葬を禁止し、10世紀半ば、エドガー王の法(a law of King Edger)により、狂人(Madmen)以外に対するその規定の適用が確認された¹⁵⁾。判決には、有罪の“felo de se”(自己殺害)と無罪の“non compos mentis”(心神喪失)とがあった。13世紀に法学者ブラクトン(Henri de Bracton)により編纂されたイギリスの法注釈書には、自己殺害“felo de se”的判決を受けた者は“non compos mentis”的処遇とは異なり、土地や財産を没収されることが明記されている¹⁶⁾。これが、やっと19世紀に入って、1823年制定法の成立により自殺者の教区への埋葬が正式に認められることになる¹⁷⁾。

17・18世紀イギリスは、自殺が基本的に法的には殺人以上の大罪であり、キリスト教式葬儀と埋葬が禁止され、心神喪失と判定されない場合には土地や財産を没収され家族にも累が及んだ時代にあたる。この時期の自殺の歴史についての研究としては、日本国内ではイギリス自殺史研究そのものが管見の限りでは見当たらないが、国外では最もまとまった包括的な研究として、マクドナルドとマーフィの『眠りなき魂——近世イギリスの自殺(Sleepless Souls: Suicide in Early Modern England)』(1990年)がある。彼らは、主として18世紀までのイギリス自殺史を「社会文化史」的視座から論じているが、その主要な知見は、自殺の検視判定の変化を数量的に把握し、その結果と政治の中央集権制の程度の変化との相関を論じることに集中している。すなわち、彼らによれば、1660年頃までは“felo de se”的判決が圧倒的であり、“non compos mentis”は“felo de se”的1%に満たないこともあったが、その後徐々に“non compos mentis”的判決が増加し始め、17世紀末頃には急増し、18世紀に入ると逆転する¹⁸⁾。そして18世紀の末にはついに“non compos mentis”的判決が97%以上をも占めるまでに至るのである¹⁹⁾。この変化は、彼らによれば、地域政治の中央集権的権力への反発の集積であったと概括される。

たしかに、裁判記録や検視調書、多種の新聞など多様且つ豊富な資料が精力的に動員され、検視判定の歴史的变化が明らかにされたことは、マクドナルドによる重要な成果である。これをベースに、自殺觀史研

究にとってもさまざまな問い合わせ可能となる。たとえば、“felo de se”(自己殺害)から“non compos mentis”(心神喪失)へというこの検視判定の歴史的変容は、いかなる自殺把握の歴史的変容を前提にし(あるいは伴った)のだろうか。しかしながら、マクドナルドらにその答えを期待しても「世俗化(secularization)」²⁰⁾という答え以上は返ってこない。そもそも彼らには、上述の論証に関する以上に自殺論・自殺觀の内在的・全面的な分析に踏み込む志向は稀薄であり、イタリア・フランスなども含めた自殺論全般が紹介されてはいるのだが、あまりに簡潔過ぎて内在的分析がなされているとは言い難いものである。しかし、彼らの言及した自殺論のリストは極めて網羅的なものであり、それは有用なものであることはまちがいない。

他に、先行研究としては、ミノワ(Georges Minois)の『自殺の歴史(Histoire du suicide: La société occidentale face à la mort volontaire)』(1995年)がある。これは、フランスを中心とした西洋の自殺史研究であり、イギリスに関してはその殆どをさきのマクドナルドとマーフィ『眠りなき魂』に依拠したものである。また、スプロット(S. E. Sprott)の『イギリス自殺論争(The English Debate on Suicide: From Donne to Hume)』(1961年)は、題名からすれば17・18世紀イギリスの自殺論を扱った、本論文の直接的な先行研究と考えられるものではある。スプロットは当時の自殺者数との関連で自殺論争を中心に自殺觀の変遷の抽出を試みており、イギリスだけでなく西洋全般にわたる自殺論が意欲的に収集されている。しかし、マクドナルド以前のものであったためか、イギリス自殺論史はもとより自殺史の変化の筋が鮮明でなく、単に年代順に自殺論を紹介することに終始しているという感が否めない。よって、自殺論争の議論軸についても明確化され得ていないのである。また、西洋全般にわたるあまりにも多数の人物を登場させているため、一人ひとりの自殺論が簡素に縮小され過ぎ、2, 3名を除いては簡単な紹介に留まっている。

そこで、本研究では、とくに自殺論争勃発の前奏ともいえる17世紀の初期自殺論に焦点を絞り、自殺論そのものの内在的分析に踏み込むべく、論の具体的且つ詳細な検討を行い、そこに自殺把握の論点を明らかにしつつその特性を解明しようとするものである。

I. 自殺把握のキリスト教的伝統

初期キリスト教において、自殺は二つに大別された。

一つは殉教。そしてもう一つは人間的理由での自殺である。前者はこの世での生を厭い、神と共に在ることを切望する行為として容認された。しかしその一方で、後者、すなわち絶望など単に人間的な理由での自殺は邪悪なものと見なされていた²¹⁾。

アウグスティヌスは、正教典のどこにもキリスト者が自殺の権利を認められているような典拠は見出されないとした。聖書中の「汝殺すなけれ」という戒命は、理性を欠いた動植物でなく、我々人間に対するものである。そしてそれは隣人のみでなく、自分自身にも該当すると解釈すべきなのだ、というのである²²⁾。また、聖女ルクレティアや、古代ローマの軍人カトーの例を挙げ、彼らの場合においても自殺は許される行為ではないとし、自殺一般の罪責性を主張した。特にルクレティアの場合のように強姦から逃れ処女を守り通すために行われる自殺について詳細に論じ、強姦された場合でも敬虔なキリスト者の貞潔の徳は奪われないので、そのような場合の自殺は無実の女性を殺すという行為と等しい、としている²³⁾。

しかしその一方で、アウグスティヌスは、自殺または殺人の「例外」についても述べている。ここでいう「例外」とは、自殺または殺人の中でも罪責を免れるものである。それは神の命によるものである。神の立法すなわち最も公正な命令による殺人は、ただ残酷の罪を咎められないだけでなく、敬虔の名をもって称えられている。その例として、家を破壊することによって自らの命を投げ出して敵を倒したサムソンを挙げる。この場合は、彼を通じて奇跡をおこなっていた靈が密かにそのことを命じたのであり、例外的殺人として認められている²⁴⁾。また、別の箇所では將軍と兵士を例にとり、「命ぜられないのに行われた行為は罰せられるのと同じ理由で、命ぜられたのに行わなければ罰せられる。もし將軍の命令に対してもそのようであるならば、創造主の命令であればなおさらであり、それゆえ、自殺してはならない、とかかされている人も、神が命ずる場合には自殺しなければならない。」と断言している²⁵⁾。

イギリスでは既述のとおり、7世紀に入りハートフォード公会議がカノン法で自殺者に対するキリスト教式葬儀と埋葬を禁止し、10世紀半ばエドガー王の法により、Madmen以外に対するその規定の適用が確認された²⁶⁾。

その後、自殺の決定的批判論者として登場したのがトマス・アクィナスである。トマスは、かの『神学大全』において、「人は自分を殺すことが許されるか」と

問い合わせ、アウグスティヌスの議論を基に、アリストテレスにも依拠しつつ自殺について論じている。そしてトマスは、自殺は以下に記す三重の理由により、決して許されぬ罪である、と結論した。

第一に、いかなるものも自然本性的に自分自身を愛するのであって、いかなるものも自然本性的に自らの存在を保全し、諸々の破壊的要因にたいして可能なかぎり抵抗するのはその徴しである。したがって、或る人が自分自身を殺すのは、自然本性的な傾向性 *inclinatio naturalis* に反することであり、また何びとでもそれでも自分自身を愛すべきであるところの、愛徳 *caritas* に反する。したがって、自殺は自然法と愛徳に反することとして、つねに大罪 *peccatum mortale* である。

第二に、いかなる部分も、その存在において、全体に属する。しかるに、いかなる人間も共同体の部分であり、したがってその存在において、共同体に属する。したがって、彼は自分自身を殺すことにおいて、共同体にたいして害悪を為すのであり、この点アリストテレスが『ニコマコス倫理学』第五巻(1138a11)であきらかにしているごとくである。

第三に、生命は神によって人間に授けられた何らかの賜物であり、「殺し、かつ生かす」ところの御方の權能の下にある。したがって、自らの命を取り去る者は神にたいして罪を犯すのであって、それはちょうど他人のしもべを殺す者はそのしもべの所有者たる主人にたいして罪を犯し、自らに委託されていないことがらについての裁判(權)を自分の手に篡奪する者が罪を犯すのと同様である。けだし、死と生の裁きを下すことは神にのみ属すのであって、そのことは『申命記』第三十二章(第三十九節)に「わたしが殺し、わたしが生かす」と記されているごとくである²⁷⁾。

また、自殺者は悔悛(poententia)の機会を自分から奪うことにより、自らにたいして最大の害悪を為すことになる、としている²⁸⁾。

アウグスティヌスとトマスの自殺論に見られる最大の相違は、「例外的」自殺に対する姿勢である。前述したように、アウグスティヌスが神の命による自殺や殺人を賞賛に値する場合もあるとして、比較的柔軟な立場をとっているのに対し、そのアウグスティヌスに依拠しているにも関わらず、トマスにはそのような寛容の姿勢は見られない。特にサムソンの自滅の件に関して、アウグスティヌスは神の命による自殺という議論

軸で対処しているのに対し、トマスは、「サムソンは自殺したが、かれは聖者たちの一人に数えられている。それゆえに、自らを殺すことが許されるのか」という問いを立てているのみで、本来議論の焦点となるべき「神の命による自殺は許されるか」という問い合わせの設定をそもそもしていない。これはトマスが恣意的に「神の命による自殺」についての議論を回避し、問題軸を切り替えたのだと考えられる。なぜなら、全体を通してアウグスティヌスの議論を基にしておきながら、その後も一切この「神の命による自殺」という問題には触れられていないからである。その結果トマスはサムソンの自滅について、アウグスティヌスの「サムソンといえども、敵もろとも自らを家の破壊によって押しつぶしたことについて、彼によって諸々の奇跡を為し給うた聖靈がそのことを密かに命じ給うたのでなかつたら、赦しを受けることはなかつたであろう。」という一文のみを引用するだけに留まっており、それ以上の言及を避けている²⁹⁾。また、先述したように、アウグスティヌスが將軍と兵士の例において、「自殺してはならない、ときかされている人も、神が命ずる場合には自殺しなければならない」と論述していることについても、トマスは敢て全く言及していない。そしてトマスは、その議論において自殺を「大罪(peccatum mortale)」³⁰⁾、「最大の犯罪(crimen maximum)」³¹⁾、「最たる重罪(peccatum gravissimum)」³²⁾と数回言い換え、断罪した。

こうして自殺は、トマスにおいて、全面的に「絶対的凶悪犯罪」という烙印を押されるに至ったのである。

II. ジョン・シムによる自殺論

この流れの上で、17世紀前半、イギリスで最初の自殺論が著されることになる。ピューリタンの牧師であるジョン・シム(John Sym)による自殺論『自殺に対抗する生命の保存(Lifes Preservative against Self-Killing)』(1637年)である。シムは当時、教区民に慕われ信心深い神学者の典型であった、といわれている³³⁾。「これまで全面的に自殺を主題とした著作が無い」³⁴⁾、という前置きで始まっているこの著書は、なるほど著者の言葉どおり、イギリスで出版された自殺論としては最初のものであった³⁵⁾。それは基本的には自殺批判論でありながら、しかし激しい自殺非難のみではなく、薬剤の正しい用い方や、どのようにしたら自殺へと導く悪魔に打ち勝つことが出来るか、などを含んでおり、どちらかと言えば全体的に人生の奨励と人への激励、というような風合いを帶びている。

シムによれば、生と死はこの世における最も重要な事象である。そして生命は二つ、自然的生命(naturall life)と靈的生命(spiritual life)とに分けられる。自然的生命とは、植物の生命、感覚(life of sense)、理性(rational life)などの生命であり、人間はこの理性の生命によって生きることが適切とされる。一方、靈的生命とは超自然的で神とともににある生であり、この生命は神によって導かれる³⁶⁾。

生命は魂(soul)と身体(body)の連結によって美德を磨くという精神(spirit)もしくは魂(soul)の行為であり、それを知ることによって人間は自然な生活(naturall life)を送ることができる、としたうえで、シムは「生命の保存(Preservation of Life)」のために必要なことを挙げる。まず、神への祈り、そして必要な食物と衣服の節度ある快活な使用である。シムにあって、「快活(Cheerfulness)」は人生の最大の目的であり、以下の二点を基盤とする。一つは、良心の平和、神の愛への信頼である。二つ目は外的な嗜好と利益で、これらは神が我々に贈与してくれたものなのである³⁷⁾。また、生命の大敵である「死」の始まりともなる病気を防ぐ、または病気からの回復を促すためには、季節に合った適切な医療の助けも必要であるとし、胃のためには水よりも少量のワインを良しとした聖パウロの言を引用している。薬剤は性急に使用せず、注意深く用い、能力と信仰心を兼ね備えた慈愛深い人間の指示のもとで用いることが肝要であるとする³⁸⁾。このようにイギリス初の体系的な自殺論たるシムの自殺論は、自殺批判を前提としたうえで、自殺や死に至らないための養生論=生命保存技法の体裁を強く帯びるものとなっていた。

シムはトマスと同様に、自殺は悔悛の機会を喪失する行為であるという点において、他の犯罪と比べても、人間が犯しうる最も危険で且つ最悪の罪である、としている³⁹⁾。しかしながら、シムの自殺論の最大の特徴は、全体を通して基本的には批判的でありながらも、「免責される自殺(exempt cases)」、いわゆる「例外的自殺」について具体的且つ詳細に論じているところにあるといえる。シムは免責される自殺として以下の五つを挙げている。一、理解力と理性の欠落している者。例えば、判断力を持たない子ども(a child without discretion)、生來の阿呆(naturall fool)、狂気(mad)のとり憑いた狂人(mad man)、睡眠中の場合、日射病のように譖妄や逆上を伴う病状にある場合、などである。これらの人たちは積極的・意志的に自殺をするのではなく、「モラル的に判断ができない(cannot judge

morally)」。よって、彼らの自殺は獸性の行為であり、知性からきたものではないため、この世でも、また天の法廷でも裁かれることはない⁴⁰⁾。二、自分の行為を自覚していない場合。故意にではなく、強い情念(passion)や他からの誘惑によって理性を抑圧されている場合。この場合は積極的(active)というより受動的(passive)であり、彼ら自身の自由な判断・意志ではない。これらは天の法廷で直接の自己殺害としてではなく、偶然的行為(chancemedly = 過失殺人)と判断される。三、合法的行為により不運で死んだ場合。火中や水中から他者を助けようとして不運に死んでしまった場合、この死は、神の摂理よりもたらされたことであり、本人が死を望んでいたわけではないので、これは自己殺害ではない。四、神の命によるもの。サムソンの場合のように、本人の意志ではなく神の意志によるもの。五、狂乱、逆上している場合。このとき、その人は知性の使用を誤り、モラルの本質(moral nature)を認知していない。この場合は、知性からではなく、その人の平静時とは反対に、野獣的な情念(passion)や、内面からの無分別な衝撃にとり憑かれている⁴¹⁾。また、別の箇所でも、シムはこれらの免責されるケースについて反復し、自分を殺した者が全て「自己殺害者」というわけではなく、よって非難される対象というわけでもない、と再度確認している⁴²⁾。先述したように、シムのいう靈的生命とは、その行動が神により導かれるものであった。そうであるならば、サムソンの例などは、シムにとってことさら賞賛に値すべきものであつたはずである。

シムによるこれらの「免責される自殺」についての論述は、まさにトマスによって回避されたアウグスティヌスの「例外的自殺」論を踏襲し、さらにそれをモラルや情念との関わりで展開・拡大させたものと言える。そしてそれは、ある一人の牧師によつても拡大され、意外な展開をみせることになった。

III. 最初の自殺擁護論—ジョン・ダン『ビアタナトス』

自殺は犯罪であるという認識が、社会において極めて常識的、且つ自明視されていたはずの17世紀前半、その「常識」を震動させるかのような一冊の著書が出版される。最初の自殺擁護論者として先陣を切ったのは、英國国教会牧師ジョン・ダン(John Donne 1573-1631)である。ダンは牧師であると同時に詩人でもあり、後にセントポール寺院の主席司祭として没した人物である⁴³⁾。その著書は『ビアタナトス(Biathanatos)』⁴⁴⁾

(1647年)と命名された⁴⁵⁾。

私は、苦悩の渦中にあるときはいつでも、自分の牢獄の鍵は自分自身の手に持っていて、自分の剣以外に私の心を救ってくれるものはない、と思うのだ⁴⁶⁾。

このような前書きで始まる本著は、「自殺は決して例外なくただちに罪だというわけではない、という逆説あるいは命題の宣言書。この行為により侵害されると思われている全ての法の本質と範囲の入念な検証を含む」という長い副題を持つ。ダン本人の強い希望により、その死後出版されたが、実際には1607から1608年の間に執筆完了されていたという⁴⁷⁾。歴代の全ての教父に加え、ヒポクラテス、セネカなどの医師や哲学者等を含む、実に総勢約170名もの人物の言葉が引用されている。当然のことながら、引用に次ぐ引用、そしてまた引用、という形式で論が展開される。ダンの他の著作には、そのような傾向は殆ど見られないことから⁴⁸⁾、当時、自分自身の言葉のみで自殺を擁護することが、いかに困難で勇気を必要とする行為であったかを、このダンの技法からわれわれは容易に推察できるのである。

ところで、副題中でも見られるように、ダンは自殺に Self-homicide という語を使用しているが、これには理由があった。実は、この Self-homicide はダンによって初めて産み落とされた言葉なのである。本稿の「はじめに」で論述したように、もともと殺人を意味する homicide は murder とは異なり、正統的殺人(justifiable homicide)あるいは理由ある殺人(excusable homicide)などにも適用される。この、ただちにその犯罪性を示すものではなかった homicide と Self を繋ぎ合わせた“Self-homicide”と“Self-murder”的使い分けについては、『ビアタナトス』中でダン本人により明示されている。

自分自身を殺した人間は自己殺害(felo de se)と称せられ、罪の責めを負うべきであろうとなからうと彼は財産を没収される。それは王家の施物分配係(Almoner)の手に渡り、王に代わって敬虔な慈善に使用される。これは単なる Homicide ではなく、 Murder なのである。そこで申し立てられる理由というのは、王がその臣下を失い平和を乱されたことだけなのであるが、その理由でこれは悪の見本だということにされるのである⁴⁹⁾。(傍点・下線筆者)

だからこそダンは自殺を、悪の見本として使用される murder(殺人)とはせずに homicide を使用し、敢え

て Self-homicide としているのである。

古人の言の引用に次ぐ引用を散りばめ幻惑しつつ、ダンが最も主張しようと試みたことは、「全ての自殺が必ずしも罪であるというわけではない」、ということであった。たとえば、自殺は常に絶望から生じるゆえ罪だとみなされているが、全ての絶望が罪というわけではない。例として、懲治や断食によって身体を鍛錬しようと努力した者が、肉欲(Stimulum Carnis)が取り扱われずに絶望し、この肉欲を消し去るために自殺した場合を挙げる。この絶望の「結果」は悪かもそれないが、その原因はダンによれば必ずしもそうではない⁵⁰⁾。

こうして全ての自殺が必ずしも罪だというわけではないということを論証すべく、ダンは、自然法(The Law of Nature), 理性の法(The Law of Reason), 神の法(The Law of God)の三法から、自殺を検証する。まずは、これまでの伝統的自殺批判論の根底を成していた自然法の理解に批判の矢を向ける。自然法に反しているとして非難されることからは、そもそも自然法の理解自体に問題があるのである。ダンによれば、トマス・アクィナス等の自然法の理解は内向的で保守的であると批判される。たとえば、聖パウロは、短髪であるのが自然(Natural)であると語った。当時のギリシャではそれが慣習だったからだ。しかし、ローマではそれは失礼な行為だと見なされていた。このように、「自然」とは時代、人種によって変化するものである。にもかかわらず、これまで自殺は自然法に反するので罪だと見なされてきた。「自己保存(Self-preservation)」が自然法の原理だ、という理由からだ。しかし、自然の基本は変化せずとも機能は変わるし、またそうでなければならない。どのような法も、不变の第一原理ではなく、その基礎に理性を前提としており、その理性は全てにおいて不变ではない。この意味で個人こそが「彼自身の帝王(Emperor of himself)」なのである⁵¹⁾。

また、この一般的に自然法の基盤とされている「自己保存(Self-preservation)」について、ダンは続けて論述していく。実は、この Self-preservation という言葉もダンによる造語なのである。それまで「自分を保存する(Preserve oneself)」という表現は存在していたが、これが初めてダンにより名詞化されたのである⁵²⁾。この名詞化された「自己保存」は、産みの親ダンにより、善への自然な情動と嗜好それ自体を体現するものとしてここに誕生した。そうであるならば、たとえば殉教の場合、身体は消滅しても、殉教への熱望こそが、自己保存なのである。自殺によって「自己」なるものが保

存される。このように、善を信じ希求した自殺であれば自然法に反しているとは言えない、とダンは主張する⁵³⁾。ここでは、伝統的な自殺批判論が前提とした「自分を保存する(Preserve oneself)」という観念は、その名詞化にともない、自殺を擁護する「自己保存」概念へと動員され直している。この「自己保存」はのちにホップズによってその意味を変更、限定され、近代市民社会論の基礎に据えられることになる⁵⁴⁾。そこでは自殺は自然法に反するものとして否定されることになる⁵⁵⁾。しかし、「自己保存」という語彙の生成においては、つまりダンにとっては、「自己保存」はむしろ自殺を擁護するものであり、たとえばシムのようにただちに「生命の保存」に置き換えられ得るものではもはやなかったのである。

理性の法に照らせば、ダンにあっては、死は神の判断であり、神が死を課するときに執行人を選ぶのだが、その執行人に自分自身が選ばれることもある。ここでダンは、自殺の全面的否定者トマス・アクィナスに対して果敢に批判を展開する。トマスは、自殺は公正(Iustice)と愛徳(Charity)に反しているとしている。というのも、自殺する者は、宇宙(Vniuerse)と社会の両方から、奉仕を義務とされている一人の人間、構成員を略奪したことになり、また、神の権利を侵害することになるからだというのである。しかしながら、ダンによれば、まず前半の非難は、何も自殺者だけではなく、この世かまたは次の世の人生における自分自身の目的のためだけに、コモン・ウェルスに貢献することを辞めた人間すべてに対して向けられなければならないものである。社会における仕事を故意に怠れば、社会に対する助力を奪うということと同じことだからである。次に神の権利の侵害という論点に関しては、私が神の僕で、また代理人(Delegate), 行政官になり、神に代わって自らこの世での生を終わらせるとしたら、それほどに神の栄光を崇める行為はない。われわれが自分自身の生命の主(Lords of our owne Life)ではないという理由で死ぬことができないのであれば、国家もわれわれの命を奪うことはできないはずだ。また、通常はその資格を持たなくとも、神の代理人である場合は別であり、この場合の殺人は国家を侵害しないのである⁵⁶⁾。国家にとって、その人が本当に必要な場合は、その存在を自ら奪うことは多少は不公正であるかもしれないが、もはや概して役に立たなくなつたときには、引退して修道生活に入るべきであろう。さらにダンは、殺人が公正に反していない場合、十戒にも反しておらず、よって罪ではない、と畳みかけていく⁵⁷⁾。

アブラハムやサムソンのように、その人の良心において、そうすることによって、神のSpiritに導かれていると信じていた者に対して、これを罪だと責められようか⁵⁸⁾。もし神が命すれば、悪といわれていることも善に変わるのである⁵⁹⁾。これはまさしくアウグスティヌスが認めた、神の命による「例外的自殺」論を踏襲するものである。

最後に神の法に照らして、ダンは以下のように議論を展開させていく。イエスは羊のために命を投げ出す牧羊犬は良い犬だと言っているが、われわれは皆神の子羊でありそれゆえ互いの番犬でもある。よって、互いのために生命を投げ出す義務を負っている。最高の愛は、友人のために自分の命を捧げることだとされている。ここでわれわれは、イエスがわれわれしてくれたことと同じようにすることを望まれているのだと思いつかなくてはならない⁶⁰⁾。イエスは強制されて死んだわけではなく、愛徳(Charity)において死んだのである。人々もそうすべきである⁶¹⁾。ここにダンは、自殺の正当性の最も強力な裏付けとなり得るであろう根拠を提出したのである。すなわち、神の子であるイエスでさえ自殺したのだ、という。

ダンにあっては、自殺という行為は、この世での人生を放棄することによる次の世での「自己(Self)」の至福への熱望なのでもあった⁶²⁾。

IV. 小括—近世イングランドにおける初期自殺論の特性

ジョン・シムとジョン・ダンによる自殺論は、本稿の目的である近世イングランドにおける初期自殺論の特性を抽出するための役割を充分に果たしてくれた。まず、イギリス初の体系的自殺論であるシムの自殺論の特性は以下のようなものであった。第一に、「自殺に対する生命の保存」という題名に体現されているように、それは激しい自殺非難に終始するのではなく、むしろ、自殺や死に至らないために「生命を保存」し、「生を養う」ための養生論的風合いを色濃く帯びるものであった。

第二に、それは基本的には自殺批判論でありながらも、免責される自殺—「例外的自殺」について詳細に繰り返し述べられていることが特徴としてあげられる。これは、トマスによっては回避されたアウグスティヌスの「例外的自殺」論がシムによって確認、再生されたといえるだろう。しかも、免責される自殺のリストは、モラルや情念とのからみで拡大され続けていたので

あった。

一方、最初の自殺擁護論であるダン『ビアタナトス』では、はからずも「自己保存」が自殺擁護の鍵概念となっていた。後にホップズは、近代市民社会の基礎に「自己保存」=「生命の保存」という等式を指定した。それゆえホップズにあって、自殺は、自己保存原理に反するものとして、明示的には否定されていたのである。その「自己保存」はしかし、ホップズ以前にすでにダンによって、「自殺によって self を保存する」というまったく別の意味を孕んで産み落とされていた概念であった。たとえば殉教は、身体は消滅しても、その熱望こそが保存さるべき自己であるという意味において、それは自己保存の実現であり、ダンにあってはなんら自然法に反するものではなかったのである。シムの論においては、そのタイトル、*Lifes Preservative against Self-Killing* からもわかるように、保存さるべきものは Life であった。しかし一方、ダンの擁護論にあって、保存さるべきものはもはや Life ではなく Self であり、ダンの自己保存概念はシムのように単なる「生命の保存」には留まるものではなかった。このことから推測されるように、17世紀初頭に執筆されたイギリスの自殺論において、早くも保存さるべき「自己」とは何かが議論され、その後の自殺をめぐる大論争の萌芽が顔を覗かせていたのである。

これらに加え、シムとダンによる自殺論に共通の特性は、自殺批判論と擁護論という表向きには相反する立場を取りながらも、双方ともにアウグスティヌスの「例外的自殺」論を踏襲し、継承しているという点である。トマスによって敢えて隠蔽されようとしたこの「例外的自殺」論。この、アウグスティヌスによって撒かれた種子は、幾世紀も後に、じつに自殺擁護論の根幹として姿をあらわした。そしてこの後、旅行者をしてイギリスを「自殺大国」とまで認識せしめた自殺大論争が勃発する。同時に、裁判においては、自殺の判決結果が「自己殺害」から「心神喪失」へとシフトしていく転換期となり⁶³⁾、これら自殺論争と裁判結果が相俟って、社会における自殺把握は一つの重大な局面を迎えることになる。

これらの初期自殺論を経て、いかなる自殺論争が勃発し、激論が展開されたのか。また、そのさい、議論軸はどのような転回、収斂をみせたのか。そしてそこには、いかなる人間観、生命観が投射されているのか。それらの史的変容については、別稿を起こさねばならない。

註

- 1)「朝日新聞」2002年9月9日付
- 2)厚生労働省統計情報部「平成11年人口動態統計」下巻第2表および「平成12年人口動態統計」下巻第2表
- 3)「朝日新聞」2001年11月8日付
- 4)Morgan, H. Gethin. et al. *Suicide Prevention; The Challenge Confronted, A Manual of Guidance for The Purchasers and Providers of Mental Health Care*, London, HMSO, 1994
- 5)自殺に対する処罰は1961年になって正式に廃止された。しかし、実際には100年ほど前から適用されていなかった。(Michael MacDonald & Terence R. Murphy, *Sleepless Souls: Suicide in Early Modern England*, Oxford University Press, 1990, p. 351)
- 6)Barbara. T. Gates, *Victorian Suicide*, Princeton University Press, 1988, pp. 6-7
- 7)MacDonald & Murphy, *op. cit.*, pp. 307-309および Georges Minois, *Histoire du suicide: La société occidentale face à la mort volontaire*, Librairie Arthème, 1995 (*History of Suicide: Voluntary Death in Western Culture*, trans. by Lydia G. Cochrane, Johns Hopkins University Press, 1999, p. 219)
- 8)Daube, D., "The Linguistics of Suicide" *Philosophy and Public Affairs*, Princeton University Press, 1972, p. 419。また、オックスフォード英語辞典の“homicide”[n²]の項目では、“self-homicide”はダンの1612年頃の著書 *Biahamaso* が初出となっている。しかし現在のところ、ダンによる *Biahamaso* という著作は見当たらない。
- 9)高柳賢三・末延三次編『英米法辞典』有斐閣, 1952年, 218-219, 312-313頁参照。
- 10)John Donne, *Biathanatos*, Associated University Press, 1984 (1647), p. xi
- 11)John Donne, *Biathanatos*, p. 72
- 12)Daube, D., *op. cit.*, p. 422
- 13)*ibid.*, p. 422
- 14)MacDonald & Murphy, *op. cit.*, p. 146および Daube, *op. cit.*, pp. 387-437。また、大英図書館の所蔵文献目録においても2001年11月現在，“self-murder”をタイトルに含むものは36件、それに対し，“suicide”は1210件である。“suicide”をタイトルに含むもので大英図書館所有の最古のものは、1733年のものだと思われる。また，“self-murder”をタイトルに使用している36件の中には歴史研究書の副題としてこの語を使用しているものも含まれており、それ以外では18世紀末頃までには殆ど見られなくなっている。これらの数字も近年の“suicide”的普及、定着ぶりを物語るひとつの指標といえよう。
- 15)MacDonald & Murphy, *op. cit.*, p. 19
- 16)Henry de Bracton, *Bracton on the Laws and Customs of England*, ed. and trans. by S. E. Thorne, Cambridge, Mass., 1968 (1250-1260), ii, pp. 423-424
- 17)1823年自殺法(4 Geo. IV, c.52)。また、John Ashtonによれば、自殺者がクロスロードに葬られた最後の事例は1823年6月のことである。しかし一方で、殺人罪で死刑を宣告され自殺した囚人の遺体が杭を打たれ、公衆の面前で穴に投げ入れられるのを1825年に目撃した、という証言もあるという。(Leon Radzinowicz, *A History of English Criminal Law and its Administration from 1750*, London, 1948, p. 196)
- 18)MacDonald & Murphy, *op. cit.*, pp. 114-131, 364-365
- 19)*ibid.*, p. 364, Table A. 2-2
- 20)*ibid.*, p. 199
- 21)Minois, *History of Suicide*, pp. 25-26 アウグスティヌスは「神の国」において、2種類の人間について語っている。一つは神に従つて神的に生きる人間、もう片方は人間に従つて人間的に生きる人間である。前者は神と共に永遠の支配の中に定められ、後者は悪魔と共に、永遠の刑罰に定められている。これらは象徴的に二つの国と呼ばれる。(アウグスティヌス『神の国』服部英次郎訳、岩波書店, 1986年, 第4巻, 9-12頁。)
- 22)アウグスティヌス『神の国』服部英次郎訳、岩波書店, 1982年, 第1巻, 66-69頁
- 23)同上, 56-85頁
- 24)同上, 69-70頁
- 25)アウグスティヌス, 前掲書, 80頁
- 26)MacDonald & Murphy, *Sleepless Souls*, p. 19
- 27)トマス・アクィナス『神学大全』稻垣良典訳、創文社, 1985年, 第18巻, IIb-64-5
- 28)同上, IIb-64-5
- 29)同上, IIb-64-5
- 30)同上, IIb-64-5
- 31)同上, IIb-64-5
- 32)同上, IIb-64-5
- 33)John Sym, *Lifes Preservative against Self-Killing*, Routledge, 1988, p. xxvi
- 34)John Sym, *Lifes Preservative against Self-Killing*, London, 1637, p. A2
- 35)John Sym, *Lifes Preservative against Self-Killing*, Routledge, 1988, p. ix
- 36)John Sym, *Lifes Preservative against Self-Killing*, London, 1637, pp. 4-22
- 37)*ibid.*, pp. D3-4
- 38)*ibid.*, p. D4
- 39)*ibid.*, p. 189
- 40)Sym, *op. cit.*, pp. 172-174
- 41)トマス・ホップズは、犯罪行為の完全なる免罪について以下のように述べる。ある犯罪行為を全く免じ、そこから犯罪の性格を取り除きうるものがあるとすれば、それは同時に、その法についての義務を取り除きうるものにはかならない。このうえで、自然法に違反して完全な免罪の対象となるのは子どもと狂人(Children and madmen)だけである、としている。(Thomas Hobbes, *Leviathan*, Cambridge University Press, 1996 (1651), pp. 207-208)
- 42)*ibid.*, p. 290
- 43)なお、ダンの祖母はトマス・モアの妹にあたる。(Dictionary of National Biography on CD-ROM, Oxford University Press, 1995または、ジョージ・サンプソン(平井正穂訳)『ケンブリッジ版イギリス文学史』研究社, 1976年, 290頁参照)。また、アイザック・

- ウォルトンは、ダンの博識と改宗前の心の葛藤の相似性からダンを「第二のアウグスティヌス」とよんでいる。(アイザック・ウォルトン(曾村充利訳)『ジョン・ダン博士の生涯』, こびあん書房, 1993(1675)年, 45頁)
- 44) ビアタナトス(Biathanatos)は Biathothanatos の同義語であると思われる。Biathothanatos とは古代ギリシャ語で「暴力的な死(dying by violence)」を意味した。キリスト教以降に出現した語であり、戦争や喧嘩によるものなど全ての暴力的死全般を意味したが、いくつか異綴同義のものがあったという(Daube, *op. cit.*, p. 402)。ダンは本文中でビアタナトスについて「自分自身を殺したとして悪意をもって Biothanatos[sic.]と称せられる人たち」と表現し、神の命による自殺者はこれにはあたらないとする例を挙げている(Donne, *Biathanatos*, p. 103)。また、キリスト教以前には自殺の呼称は autocheir(自分自身で行う)であり、自殺は「特別な死」ではあったが殺人行為という感は有していなかった。(Daube, *op. cit.*, p. 403)
- 45) 「ビアタナトス」の内容を紹介したものに次のものがある。吉田幸子『ジョン・ダンの異端と正統』英宝社, 2000年。
- 46) John Donne, *Biathanatos*, Associated University Press, 1984 (1647), p. 29
- 47) *ibid.*, p. ix
- 48) たとえば, *The Norton Anthology of English Literature*, ed., M. H. Abrams, pp. 584-616, またはジョン・ダン『対訳ジョン・ダン詩集』湯浅信之訳, 岩波書店, 1995年, などを参照。
- 49) Donne, *Biathanatos*, p. 72
- 50) *ibid.*, p. 35
- 51) *ibid.*, p. 47
- 52) Daube, "The Linguistic of Suicide", pp. 418-419
- 53) Donne, *Biathanatos*, p. 48
- 54) Hobbes, *Leviathan*, pp. 91-103
- 55) たとえば寺崎弘昭は、ホップズの近代市民社会論が自殺行為の禁止テーゼを基礎として構築されていたことを指摘したうえで、そのテーゼは、主人一召使い・父一子関係を含む市民社会におけるあらゆる信約行為またはそれに基礎づけられた支配行為を常に限定するものであったと論じている。(寺崎弘昭「小リヴァイアサンにおける父・母・子と<教育>—ホップズ『リヴァイアサン』第20章を読む—」[お茶の水女子大学人文科学紀要]第44巻, 1991年, 180頁)
- 56) トマスは、「罪人を殺することは、共同体全体の福祉において秩序づけられている場合においては善であり、公的権威を有する者がこれを実行することは神の権威において許される」としていた。
(トマス, 前掲書, IIb-64-2, IIb-64-3)
- 57) Donne, *Biathanatos*, pp. 84-85
- 58) *ibid.*, p. 103
- 59) *ibid.*, p. 104
- 60) *ibid.*, p. 128
- 61) *ibid.*, p. 133
- 62) *ibid.*, p. 145
- 63) MacDonald & Murphy, *op. cit.*, pp. 114-131, 364-365